

令和7年度スクールソーシャルワーカー（SSW）募集要項【有資格者】

秋田県教育庁義務教育課

◆募集の方法や期間等

- ・ 募集方法：ハローワークでの公募
- ・ 募集期間：令和7年8月8日（金）～令和7年8月22日（金）
※最終日は15時まで
- ・ 募集人数：1名（北教育事務所山本出張所）
- ・ 資 格：社会福祉士又は精神保健福祉士
- ・ 提 出 先：希望者が義務教育課に履歴書及び有する資格を証明する写しを提出してください。

〒010-8580

秋田市山王3丁目1番1号

秋田県教育庁義務教育課指導チーム 生徒指導担当 宛て

gikyo@pref.akita.lg.jp（電子メールでの提出可）

- ・ 審査方法：書類による審査（一次）
面接による審査（二次） ※日時は別途連絡します。
- ・ 任用期間：令和7年9月11日（木）～令和8年3月31日（火）
※配置場所には、教職経験者のSSWが1名配置されています。

◆配置場所

【地域SSW】 ・ 北教育事務所山本出張所 能代市御指南町1-10

◆職務について

- ・ スクールソーシャルワーカーは所属長の指揮監督の下、所属箇所の担当者と連携を図り、次の職務を行う。
 - ①不登校やいじめ、暴力行為等の問題行動、家庭環境や貧困等を背景とする児童生徒が抱える諸問題等への対応、情報収集及び未然防止のための啓発
 - ②学校と福祉機関等とのネットワークの構築、連携・調整（コーディネーター役）
 - ③その他、突発的な事故等により所属長が必要と認めたこと

◆勤務形態等

- ・ 県の会計年度任用職員として任用します。（兼業可）
- ・ 原則として1日の勤務時間は6時間とし、週2日の勤務とします。
- ・ 勤務日については、所属課所の担当者が計画を立案し、弾力的に運用できるとします。ただし、県会計年度任用職員取扱要綱等により、1日の勤務時間を7

時間以内、1週間当たりの勤務時間は原則として15時間30分を超えないこととします。

- ・報酬は、本県のSSWとしての勤務年数に応じて、1時間当たり3,532円（5年以上）、3,499円（1年以上5年未満）、3,467円（1年未満）とします。
- ・通勤手当及び出張旅費については支給します。

◆地域SSW

- ・北教育事務所山本出張所管内の小・中学校等を対象にスクールソーシャルワークを行います。

※原則として、それぞれのSSWは校種や地区の担当が決まっていますが、ケースによっては、管轄を越えて他のSSWと連携して対応する場合があります。